

第6章 国際的な取組

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

1. 障害者に関する国際的な取組

(1) 障害者権利条約

2026年に採択から20周年を迎えた「障害者の権利に関する条約」（以下「本条約」という。）は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等の、様々な分野における取組を締約国に対して求めており、2026年1月現在の締約国数は193となっている。

我が国は2007年に本条約に署名した。その後、「障害者基本法」の改正（2011年8月）等の各種法制度整備を行い、2014年に本条約が我が国について発効した。我が国は、第1回政府報告を2016年に障害者権利委員会に提出し、2022年8月、同委員会は我が国に対する対面審査を行い、同年9月に総括所見を公表した。

なお、締約国から選ばれた18人の専門家から構成される障害者権利委員会においては、日本人委員として2人目となる田門浩委員が活動を行っている（任期：2025年1月～2028年12月）。

(2) 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定

「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が2025年度末に期限を迎える中、行動計画の第4章6の規定に基づき、日本政府は2024年に行動計画の改定作業に着手した。改定に当たっては、市民社会や企業、労働組合等の各界の代表の方々との対話や関係府省庁における検討・調整を踏まえ、骨子案と原案が作成された。その後、パブリックコメントを経て、2025年12月に行動計画の改定版が承認された。

行動計画の改定版は、「ビジネスと人権」に関して、八つの優先分野に関する今後の政府の取組の方針や各種施策が記載されているほか、企業に対し、企業活動における人権への負の影響の特定・評価・予防・軽減・対処等の一連の行為から成る人権デュー・ディリジェンスの導入を促進することへの期待が表明されている。

八つの優先分野の一つに「障害者」があり、課題認識及びこれまでの日本政府の取組、今後の取組の方向性並びに施策の例を記載している。障害者の就労の機会を十分に確保し、経済社会の中で尊重されることや障害者の権利・利益を保護することに資する具体的な制度を通じて、障害者の人権を保護し、よりインクルーシブな社会を実現することが期待されている。

(3) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域における障害者施策の向上を目的として、1992年に我が国と中国の主唱により、「アジア太平洋障害者の十年」が国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において決議され、その後、「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」及び「アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略」の採択等を通じて取組を推進してきた。

2022年10月には、インドネシアのジャカルタで「第3次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」が開催され、「アジア太平洋障害者の十年」を更に10年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択された。また、2024年2月には、同宣言の効果的な実施を促進するため、実施運営ガイドラインが発行された。2025年6月には、「ESCAP第4次アジア太平洋障害者の十年（2023-2032年）」作業部会第1回会合が開催された。

(4) 青年国際交流事業による交流（国際社会青年育成事業）

内閣府では、国際社会や地域社会の担い手として、様々な社会課題の解決に向けて国際的視野を持って貢献できる人材を育成するため、毎年度テーマを設定し、当該分野において特徴的な取組を行う国との間で、原則として18歳から30歳までのテーマに関心がある又は関連する実務に従事している青年を対象に、派遣・招へい事業を実施している。2025年度は障害者分野をテーマとしてイタリアと、バリアフリー・ユニバーサルデザイン分野をテーマとしてフランスと交流を行い、関連施設の視察とディスカッションを実施した。日本の青年たちは、イタリアでは、精神障害のある選手が活躍するサッカークラブや、知的障害のある従業員が働く飲食店などを視察し、障害のある人となない人が共に暮らすことが自然なイタリア社会の在り方を学んだ。フランスでは、2024年パリパラリンピックを契機に整備されたバリアフリー競技施設や、パラスポーツ用器具の研究開発を行う施設などを視察し、行政・技術者・障害当事者が一体となって包摂的な環境整備を進める仕組みを学んだ。その後、日本において、日本の青年と交流国の青年が共に、障害者雇用に積極的な民間企業（障害者分野）や都営地下鉄及びバス、国立競技場のバリアフリースペース（バリアフリー・ユニバーサルデザイン分野）などを視察するとともに、それぞれの国における視察で得た知見等を踏まえてディスカッションを実施し、お互いの国の取組の比較検討を行った。

なお、本事業における障害者分野でのイタリアとの交流は、2024年10月の「G7包摂と障害に関する担当大臣会合」への出席に際し、三原じゅん子内閣府特命担当大臣から議長国イタリアのアレッサンドラ・ロカテッリ障害者担当大臣に提案を行い、賛同を得たことを契機に実施した。ロカテッリ大臣は、本事業の実施に併せて訪日し、三原大臣と障害者施策について意見交換を行うとともに、障害者施策関連施設の視察を行った。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（VNR）

2025年、日本はSDGsに関する自発的国家レビュー（VNR）を実施した。VNR報告書の作成に当たっては、障害のある人も含めた多様なステークホルダーの参画を確保するため、パブリックコメントを実施するとともに、ステークホルダー会議を開催し、幅広い声を反映させることに努めた。

報告書では、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現の項において、障害者基本計画に沿った政策やバリアフリー施策を含む包摂的な共生・共助社会づくりの政策について記載した。また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」との観点から、車いす利用者の視点で物理的・情報的バリアフリーの重要性を訴え、第7回ジャパンSDGsアワードで内閣総理大臣賞を受賞した特定非営利活動法人ウィーログのアプリの活用事例を紹介した。さらに、重度の障害があり、車いす利用者でもあるウィーログ代表の織田友理子氏を日本代表団の一員として派遣し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた当事者の声を国際社会に発信した。



スピーチを行う織田友理子氏
資料：外務省



日本政府のVNR動画

2. 国際協力等の推進

(1) 国際協力の基本的な方針

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験等を政府開発援助（ODA）等を通じて開発途上地域の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。協力に先立ち、当該国におけるニーズや障害者配慮の実態を十分把握した上で、案件形成を行うことを重視している。このため、我が国は、「人間の安全保障」の理念に基づき、本条約第32条（国際協力）を遵守する形で、日本のNGOや外国のNGOを含む実施団体と連携した案件形成やJICA海外協力隊の派遣等の開発途上地域の草の根レベルに直接届く協力を行っている。

(2) 二国間援助

我が国は、開発途上地域の政府等に対して、有償資金協力や無償資金協力、技術協力の各事業を通じ、障害者施策における直接的な援助を行っている。

有償資金協力では、鉄道設備、空港建設等の事業においてバリアフリー化を図った設計を行うなど、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。インド・ムンバイメトロ3号線においては、円借款を活用し、全駅を対象にエレベーターやスロープ、点字誘導ブロック、車椅子利用者スペース等の整備が進められ、障害のある人の安全かつ自立的な移動を可能とする公共交通の実現が図られている。

無償資金協力においても、有償資金協力同様、一般向け施設整備の協力事業において障害のある人の利用に配慮するとともに、人間の安全保障の観点から、障害のある人向けのリハビリや職業訓練等のための施設・機材の整備等の協力事業も実施している。草の根無償資金協力事業においては、令和5年度「東部視聴覚障害児学校整備計画」（グアテマラ）や令和7年度「赤道ギニア赤十字聾啞学校施設増築・改修計画」（赤道ギニア）において、教室の増室、手洗や備品の整備等を行い、学習環境や衛生環境の改善を図ることで、視聴覚障害児童の教育機会の拡大に寄与している。

技術協力の分野では、開発途上国の障害のある人の社会参加と権利の実現に向けて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、開発プロセスのあらゆる分野において障害のある人を支援するために、研修員の受入れや専門家及びJICA海外協力隊の派遣等の幅広い協力を行っている。2025年度に実施した10の本邦研修コースに研修員110名を受け入れたほか、専門家等8名、理学療法士等のJICA海外協力隊62名の派遣等を行った。また、NGOや大学等を始めとする市民団体の発意に基づく「JICA草の根技術協力事業」を継続的に実施している。こうした技術協力に日本

及び開発途上国双方の障害のある人が参加し、中心的な役割を担うことを推進している。

例えば、南アフリカ共和国では、2024年2月より技術協力プロジェクト「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」を実施している。同国では、障害者の権利に関する法律・政策等は整備されているものの、分野横断的な連携が不十分で実施上の課題があることを背景に、同国からの要請を受けこれまで10年以上の協力を実施してきた。その中で進めているプロジェクトの一つは3年目を迎え、①効率的・効果的に利用者サービスをつなげる手順書の作成、②介助者育成研修による障害児の介助サービス提供者の育成、及び③先方政府の継続的な予算確保に向けた必要経費の算出といった成果が発現している。



実践研修を受ける介助者の様子

資料：外務省



介助者実践研修の集合写真

日本での研修員受入を通じた人材育成として、2017年度からインクルーシブ教育の強化にかかわる課題別研修（英語及びスペイン語）を20か国を超える国々と実施している。こうした研修では、障害のある児童生徒の個別の教育的ニーズに的確に応えるべく、日本の制度的特徴を生かした様々な教育の取組を紹介し、研修員の母国の現状と課題、インクルーシブ教育実現のための方策等を議論し、各自の帰国後の活動計画に昇華させている。

このほか、JICA事業における障害主流化の取組も進めている。障害主流化とは、開発における全ての取組において障害の視点を反映し、障害のある人が受益者又は実施者としての計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへの参加を保障することを意味し、教育、防災、交通、ガバナンス等の分野で障害の視点を組み込んだ事業の推進を目指す。2025年12月には、各分野の事前調査から評価までの一連のプロセスで障害のある人の参画を確保するとともに、障害に関する分析手法や合理的配慮の考え方、アクセシビリティ確保の具体策を検討する上で事業担当者が参照するため「障害主流化ガイダンスノート」を策定した。

(3) 国際機関等を通じた協力

開発途上地域に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国际機関を通じた協力も行っている。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、2022年には、障害インクルーシブ防災に関するコンサルテーション会議（オンライン）を開催し、日本の防災分野での取組につき発信したほか、2024年には、障害のある人を包摂する津波防災のためのe-ラーニングツールの改善・利用拡大を目指し、パキスタン、ラオス、フィリピン及びネパールにて広報イベントを開催した。各国の防災プログラム、情報サイト及び政策担当者のトレーニングマニュアルでの同ツールの採用を含む、包摂的な津波防災政策の策定が期待される。

また、2025年には、ESCAP第4次アジア太平洋障害者の十年（2023-2032年）作業部会第1回会合に参加し、防災分野を含むこれまでの政策経験や知見の共有を通じて地域の議論に貢献している。

■ 図表6-1 技術協力の状況（2025年度）

(1) 日本で実施される課題別研修及び国別研修(単位:人)

2025年度実施研修員受入れコース	110
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加 (A)」(使用言語:スペイン語)	10
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加 (B (アジア)) (C (中東・アフリカ))」(使用言語:英語)	12
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」(A) (使用言語:英語)	7
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化 (B)」(使用言語:スペイン語)	9
課題別研修「障害者就労促進」	9
課題別研修「インクルーシブ教育制度強化～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」	19
課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」	10
国別研修「エクアドル/障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災制度強化を通じたインクルーシブ防災条例策定支援」	9
国別研修「コロンビア/障害のある紛争被害者のための自立生活促進能力強化」	10
国別研修「南アフリカ/障害者の社会参加促進」	15

注: 課題別研修/国別研修の受入人数。課題別研修への国別上乗せ研修を含む。

資料: 外務省

(2) ボランティア (単位:人)

JICA海外協力隊	62	
青年海外協力隊/海外協力隊	58	
内訳	長期派遣: 1~2年	55
	障害児・者支援	30
	理学療法士	13
	言語聴覚士	2
	作業療法士	7
	鍼灸マッサージ師	3
	短期派遣: 1か月~1年未満	3
	障害児・者支援	2
	理学療法士	1
	シニア海外協力隊	3
内訳	長期派遣: 1~2年	3
	障害児・者支援	1
	作業療法士	1
	理学療法士	1
日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊	1	
内訳	長期派遣: 1~2年	1
	障害児・者支援	1
日系社会シニア海外協力隊	0	

注: 障害児・者支援、理学療法士、言語聴覚士、鍼灸マッサージ師、作業療法士、ソーシャルワーカー、福祉用具、の7職種を障害者支援関連職種とし、2025年度(2025/4/1~2026/3/31時点)の新規派遣人数を計上。(短期ボランティアを含む。)上記の表に記載されていない職種については、2025年度現時点0名。

資料: 外務省

(3) 技術協力プロジェクト及び個別専門家派遣

技術協力プロジェクト・個別専門家	専門家等派遣(人)	研修員受入(人)	機材供与(百万円)
事業名			
スリランカ スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト	2	0	0
南アフリカ 障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト	2	15	0
パラグアイ 障害者の社会参加促進プロジェクト	2	0	0
ボリビア (個別専門家) 障害者エンパワメント	1	0	0
パレスチナ (個別専門家) リハビリテーション関連技術に係るアドバイザー	1	0	0

注: 専門家等派遣の人数は、2024年度からの継続による派遣と2025年度の新規派遣の合計(実人数)。現地滞在型専門家を含み、第三国人材の派遣は除く。「研修員受入」の人数は当該年度のみ集計。また、「研修員受入」については日本との遠隔研修を含めるが、協力相手国内若しくは第三国で実施された研修コースは除く。

資料: 外務省

(4) 草の根技術協力事業（2025年度障害者支援関連事業）

対象国	案件名
ブータン	ソーシャルインクルージョンによる持続可能な障がい者支援の構築に向けた障がい者の社会参加促進プロジェクト
南アフリカ	障害者自立生活センターの拡大と持続的発展
ラオス	知的・発達障害を持つ子供の社会自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践
モンゴル	モンゴル自立生活センター強化プロジェクト
ケニア	ケニア国内のセラピストによる持続可能なリハビリテーション評価治療システム構築プログラム
キルギス	ろう者のエンパワメント獲得にむけた次世代リーダー育成事業
ネパール	重度障害者の自立生活を促進するための環境整備と人材育成

資料：外務省

■ 図表6-2 日本NGO連携無償資金協力（2025年度障害者支援関連事業）

(単位：円)

実施国／地域	契約額	事業名
ミャンマー	39,732,436	国境周辺地域での戦闘の激化により情勢不安が続くカレン州における障がい者世帯の生計向上支援事業
ミャンマー	39,999,374	紛争の長期化により就労のための技術習得の機会を得ることが難しい障がい者への職業訓練および就労支援事業
ラオス	25,502,550	フアパン県ビエンサイ村のPPT（Pro-Poor Tourism）戦略アプローチによるインクルーシブな地域活性化事業
ネパール	93,844,423	ネパール国タライ平原での教育環境整備事業：子どもにやさしいインクルーシブな学校を目指して
パキスタン	99,947,361	ハリプール郡とアボタバード郡の小学校における、インクルーシブ教育推進事業（第3年次）
ヨルダン	95,348,400	アンマン県東部における幼稚園・小学校でのインクルーシブ教育促進事業
レバノン	86,584,133	ベイルート県及び山岳レバノン県における障がい児など多様な子どもへの教育支援事業

資料：外務省

TOPICS (トピックス) (10)

／外務省

開発援助事業における障害主流化の推進 ～当事者の現地派遣～

JICA（独立行政法人国際協力機構）のボランティア事業では、障害のある方もJICA海外協力隊として派遣され、国際協力の現場で活躍している。鍼灸マッサージ師としてニカラグア（2010年、2013年）とセントルシア（2022年）に派遣された綱川章さんの活動を紹介します。

綱川さんは2010年と2013年の2回にわたり、シニア海外ボランティアとしてニカラグアへ派遣された。初回の派遣では、日本ニカラグア東洋医学大学において鍼灸マッサージ教育を担当し、同大学が社会福祉の一環として視覚障害者向けに設置した指圧講座の指導を行った。全盲である綱川さんの指導は「手から手へ」伝える方法が中心で、まず模範となる技術を自ら学生の体に施し、次に学生同士で練習してもらい、最終的に綱川さんが学生の手技を受けて、改善点を助言するという流れで進められた。この指導方法によりニカラグアの学生に指圧の技術が着実に伝承された。2回目の派遣では、あん摩実技のカリキュラムを改編し、指導者育成にも取り組んだ。指導を受けた学生の一人は自身の治療院開業に当たり、綱川さんの名前を冠して「アキラ治療院」と名付けたという。



指圧のデモンストレーションをする様子（セントルシア）
資料：独立行政法人国際協力機構（JICA）

綱川さんの協力隊としての経験はニカラグアにとどまらず、2022年にはセントルシアに派遣された。セントルシア視覚障害者協会に配属され、同国で初めての視覚障害者のための指圧研修講座を担当した。指圧の知名度が全くなく西洋式マッサージが主流であったセントルシアにおいて指圧の認知向上に努め、最終的に7名の指圧師を養成した。



視覚障害者のための指圧研修講座の一期生卒業式
（セントルシア）

資料：独立行政法人国際協力機構（JICA）

綱川さんは協力隊の経験を次のように振り返る。「最初の派遣の前は、目が見えない人が来たときと非難されないか不安もあった。しかし、実際は目が見えない先生が来てくれたと驚きつつ歓迎してくれた。障害者が現地へ行くこと自体に意味があると思ってみて初めてわかった。専門的な技術を持ち、自立している障害者の姿は、派遣国の障害のある人々に、『自分もこの先生のようになれるのかも』という希望を与えることができる。」